

特定工場における緑地並びに環境施設の面積及び配置

1 緑地並びに環境施設の面積

備考 1 参照

備考 2 参照

増減の差引計算
はしないこと

緑 地 の 名 称		施 設 番 号	面 積 (m ²)		増減面積
			変更前	変更後	
低木地	正門東側	リー-1	180	180	
樹林地	敷地北側周辺部 (運動場)	リー-2	800 (200)	800 (200)	
芝生・低木混合	ボイラー室南	リー-3	80	40	△ 40
低木地	ボイラー室北	リー-4	35	60	+25
芝生	第二菓子パン工場まわり	リー-5	なし	100	+100
高木地	敷地南側	リー-6	100	300	+200
壁面緑地	第二菓子パン工場南側壁	リー-7	なし	100	100
▶ 緑 地 面 積 の 合 計			1,195	1,580	△40 +425
(うち建築物屋上等緑化施設等の面積の合計)			(0)	(100)	(100)
緑地以外の環境施設の名称		施 設 番 号	面 積 (m ²)		増減面積
			変更前	変更後	
池		カー-1	180	180	+300
テニスコート		カー-2	700	1,000	
◀武道室▶	②参照	(カー-3)	(300)	(300)	
▶ 緑地以外の環境施設の面積の合計			1,180	1,480	△0 +300
▶ 環 境 施 設 の 面 積 の 合 計			2,375	3,060	△40 +725

備考 5 参照

算入できる面積
の上限に注意すること

2 環境施設の配置 「敷地周辺部」については10頁 参照

敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号	リー-1、リー-2の一部、リー-6、カー-1、カー-2
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	③参照 1,760m ²
配置について勘案した周辺の地域の土地利用の状況等との関係	正門前は都道1027号であるが、三方は住宅に囲まれているため、環境施設は極力敷地周辺部に配置するようにしている。

- 備考 1 緑地の名称の欄には、区画毎に緑地の種類及びその設置の場所を記載すること。
- 2 施設番号欄には、緑地は「リー-1」、緑地以外の環境施設は「カー-1」から始まる一連番号を記載すること。
- 3 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全部の施設の面積を記載するとともに、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは「なし」と記載し、変更後の欄にはその変更に係る施設の変更後の面積のみを記載すること。
- 4 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、その変更に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは、変更前の欄には「なし」と記載すること。
- 5 緑地面積の合計、緑地以外の環境施設の面積の合計及び環境施設の面積の合計の欄は、変更の届出の場合にあっては、変更前と変更後に区分し、それぞれの欄に当該特定工場における全緑地面積、緑地以外の環境施設の面積の合計を記載すること。
- 6 緑地面積の合計欄の下の欄には、緑地以外の環境施設以外の施設と重複する緑地及び建築物屋上等緑化施設の面積の合計を記載すること。なお、緑地以外の環境施設以外の施設と重複する緑地及び建築物屋上等緑化施設は、緑地面積

- ① 緑地以外の環境施設が、その面積の2倍程度以上の樹木の生成する緑地で囲まれている場合で、緑地以外の環境施設の面積も含めて工場立地法施行規則第3条第1号の基準に適合する場合は、緑地以外の環境施設の面積も緑地の面積として測定するが、この場合は当該施設の種類及び面積(内数)を()書きで付記すること。
- ② 環境施設に専ら従業員の用に供する体育館、クラブハウス等が囲まれているか又は接している場合で、環境施設の面積が体育館、クラブハウス等の5倍程度以上である場合は、体育館等の名称及び面積(外数)を最後に()書きで記載すること。(地域住民開放型の屋内運動施設、教養文化施設の場合も同様)
- ③ 敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号の欄では、施設の一部が当該する場合は、「カー2の一部」のように記載すること。